



# 第1章

## 計画の策定にあたって





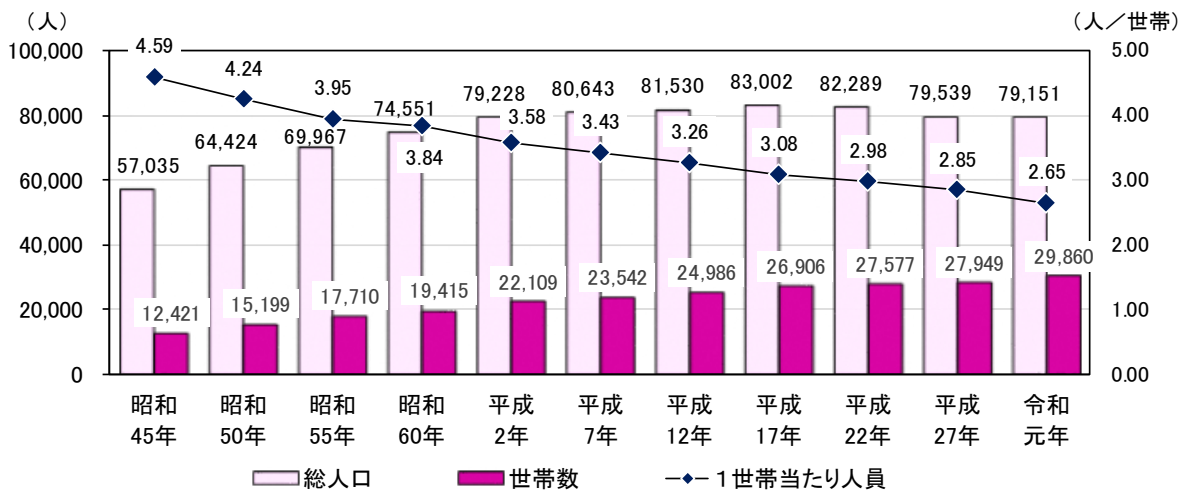
# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の背景

現在、わが国の少子化は急速に進行し、本市の総人口は平成17年以降、減少傾向で推移し、令和元年8月1日現在の総人口は79,151人となっています。一方で、世帯数は増加傾向で推移し、令和元年には29,860世帯で、1世帯あたり人員は2.65人となっています。少子高齢化の進行とともに、核家族化も進行している状況となっています。

国では、少子化に対して、人口減少が良いとか悪いとかという問題ではないという考え方もあり得るとしたところで、人口減少により、国内市場の縮小や労働力不足を補うための長時間労働の深刻化など、少子化がさらに進行していくことで望ましい選択ができないことがあると指摘されています。

〈本市の総人口と世帯数の推移〉



資料：総合計画 2020-2024 より 国勢調査（各年10月1日現在）、令和元年は市統計（8月1日現在）

本市では、子育てにおける個別部門計画として平成27年3月に策定した「三つ子の魂子育てプラン（次世代育成支援対策行動計画・子ども・子育て支援事業計画）」に基づき、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実等を図るため、住民・地域・事業者・学校などとの連携・協働\*により、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりに努めてきました。

このたび、令和元年度で計画期間が終了することから、本市における子ども・子育て支援を取り巻く現状や課題等を踏まえ、新たに「真岡市子ども・子育て支援プラン」を策定します。

## 2. 計画策定の趣旨

本市では、平成30年3月に「市勢発展長期計画 増補版」を策定し、昨今の人口減少、超高齢社会の進展、経済のグローバル化や防災意識の高まりなど、社会経済情勢の急速な変化に対応するため、5つのプロジェクトを柱としたまちづくりを推進してきましたが、新たに令和2年3月に策定した「総合計画 2020-2024」に基づき、子育てにおける個別部門計画である「真岡市子ども・子育て支援プラン」の下、子育て支援施策を展開します。

### 市勢発展長期計画 増補版 5つの目指すまちづくり

- 未来を築く元気な『もおかっ子』を育てるまち
- 若者や女性のしごとを創出し、子育て支援が充実するまち
- 高齢者や障がい者にも優しい、安心して暮らせるまち
- 若い世代を呼び込み、多様で魅力ある産業を創るまち
- 若い世代が担い手となって、新たな未来・元気を創るまち

### 総合計画 2020-2024 5つのプロジェクト

- こどもの元気な成長プロジェクト
- 若い世代、子育て応援プロジェクト
- いつまでも安心な暮らしの実現プロジェクト
- とちぎをリードする産業プロジェクト
- まちの活力再生・魅力創出プロジェクト

真岡市子ども・子育て支援プラン  
(次世代育成支援対策行動計画・子ども・子育て支援事業計画)

本市の最上位計画である「総合計画 2020-2024」では、今後も総人口は減少し、令和12年の総人口は69,629人と予測され、総人口の減少に伴い、年少人口及び生産年齢人口は減少していくと予測されます。平成22年から令和12年の20年間で見ると、総人口は12,660人、年少人口は3,989人の減少が予測されます。

本市の未来を描くうえで、少子化対策は最重要課題の一つとして位置づけています。

### 〈本市の人口推計〉

(単位：人、下段%)

	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年
総人口	82,289	79,539	76,598	73,217	69,629
年少人口 (0～14歳)	12,245 (14.9)	11,292 (14.2)	10,193 (13.3)	9,108 (12.4)	8,256 (11.9)
生産年齢人口 (15～64歳)	53,841 (65.4)	49,213 (61.9)	44,874 (58.6)	41,476 (56.6)	38,647 (55.5)
高齢者人口 (65歳以上)	16,203 (19.7)	19,034 (23.9)	21,532 (28.1)	22,633 (30.9)	22,726 (32.6)

資料：総合計画 2020-2024 より

平成22年、平成27年は実績値（国勢調査）

令和2年以降は推計値（国立社会保障・人口問題研究所）

本計画を策定するにあたり、本市が平成30年度に実施したニーズ調査では、夫婦が実際に産んだ子どもの人数と、夫婦が理想とする子どもの人数には開きが見られ、その理由として、子育てのための経済的負担の大きさや、仕事と子育ての両立に対する困難さがあることが挙げられていることから、希望する妊娠・出産・子育てが実現できるまちとなるためには、あらゆる角度から課題と向き合い、解決していく取組が重要となります。

少子高齢化や核家族化の進行、社会情勢等の変化により、子育て家庭における不安や悩みも多様化する中、本市では、子育て家庭への相談支援を強化するため、新たに子育て世代包括支援センター※を設置し、子育てに関する相談窓口の一元化を図り、相談しやすい環境づくりに努めてきました。

また、各種手当・助成金による経済的支援の充実、妊娠期から子育て期までの母子保健や育児に関する切れ目ない支援体制の構築、児童虐待やDV事案等に迅速に対応するための組織改編、病児保育施設の開設などに取り組んで参りました。

さらには、真岡駅舎内に「真岡駅子ども広場」を開館し、新庁舎周辺には子どもの遊び場の整備を進めるなどの子育て施策を推進しています。

しかしながら、これらの取組を実施しても、子育てへの不安の声は消えず、少子化の流れを抜本的には変えることは難しいのが現実です。

本計画で掲げる基本理念「未来を築く元気な『もおかつ子』を育てるまち」を実現するとともに、本市においても急速に進行している少子化に対して真っ向から取り組むため、次代を担う「もおかつ子」が健やかに育つことができるよう「真岡市子ども・子育て支援プラン」を策定し、だれもが“わくわく”するまちづくりの実現に向かって動き出します。

### 3. 基本理念～真岡市が目指す姿～

## 未来を築く元気な『もおかつ子』を育てるまち

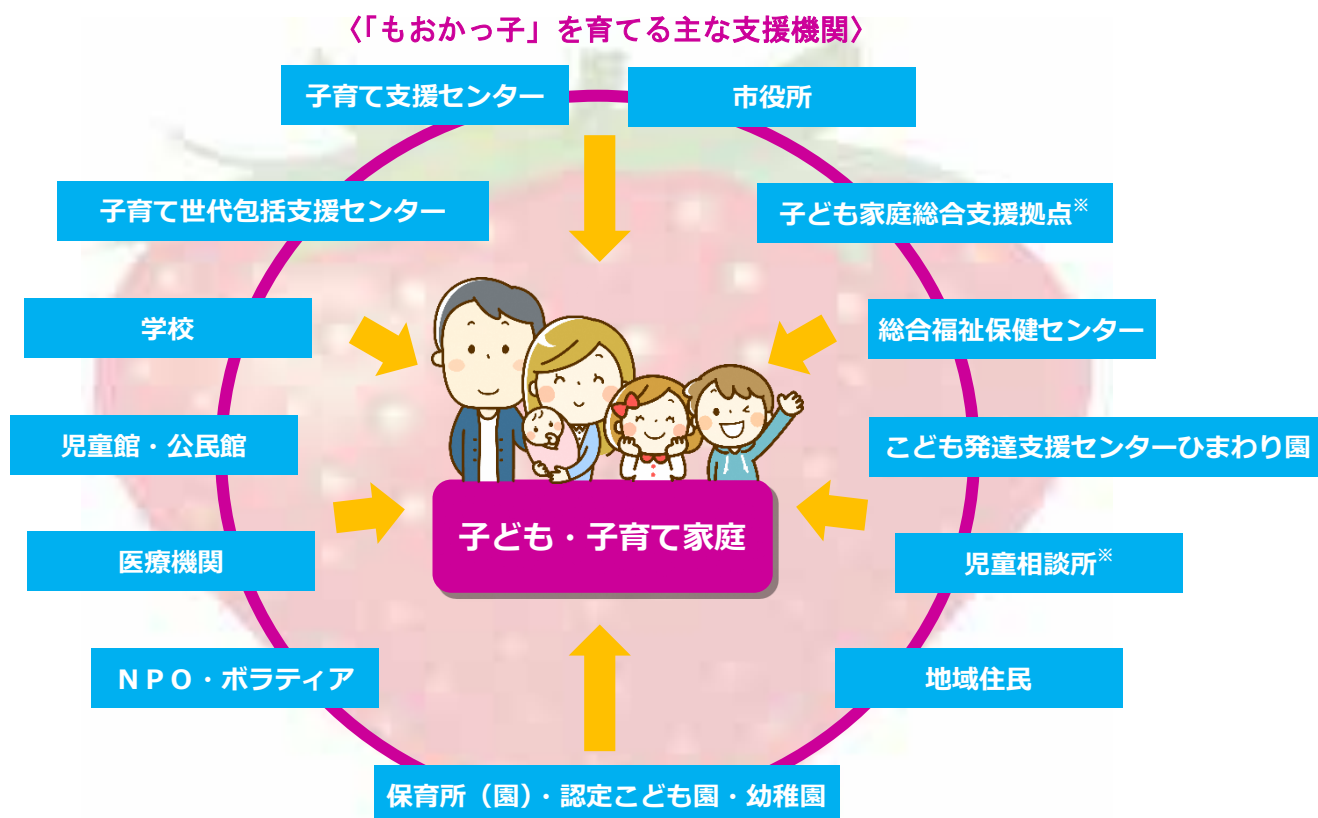
子どもたちは、未来を築く大切な存在です。生まれた環境、生活状況、障がいの有無、国籍などに関わらず、すべての子どもたちが平等に夢や希望をもち、健やかに成長していくためには、子育て家庭のみならず、地域、学校、企業、行政など、社会全体で、子どもたちを見守り、育てていくことが重要です。

子育て家庭においては、核家族化の進行や共働き世帯の増加などにより、家庭が抱える不安や悩みが多様化しています。真岡市で家庭を築き、子どもを産み育てたいと願うすべての人が、安心と喜びをもって子育てができるまちの実現を目指します。

そして、子どもたちが大人になり、家庭を築きたいと思ったとき、生まれ育ったこのまちが好きだから、今度は子育てをこのまちでしたいと思えるまちづくりを推進するとともに、グローバル化の時代を迎えている中、子どもたちには視野を世界に広げ、世界で活躍できる資質・能力を身に付けさせることも大切になることから、グローバルな視点をもった教育や活動を推進し、ふるさと真岡を愛し、世界で活躍する『真岡っ子』を育成します。

次代を担う「もおかつ子」が健やかに育つことができる“わくわく”できるまちづくりを目指します。

※教育委員会が実施する事業では、「真岡っ子」と漢字表記を使用しています。





## 4. 計画の法的根拠

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」及び子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「市町村計画」を一体のものとして策定したものです。

### 〈次世代育成支援対策推進法〉

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

### 〈子ども・子育て支援法〉

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

#### ●質の高い幼児教育・保育の総合的な提供

○幼児期の学校教育と保育の一体的提供に向け、幼稚園と保育所（園）の機能を併せもつ「認定こども園」の制度を改善し、普及を図ります。

#### ●保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

○保育所（園）・認定こども園・幼稚園を通じた共通の給付（「施設型給付※」）及び小規模保育事業・家庭的保育事業等への給付（「地域型保育給付」）の創設、保育所（園）認可制度の見直しにより、保育の量や種類を拡充します。

○保育所（園）・認定こども園・幼稚園等の職員配置の改善、処遇改善により教育・保育の質を向上します。

#### ●地域の子ども・子育て支援の充実

○地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業などの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実を図ります。

### 〈子どもの貧困対策の推進に関する法律〉

（市町村計画）

第9条 2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を立案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

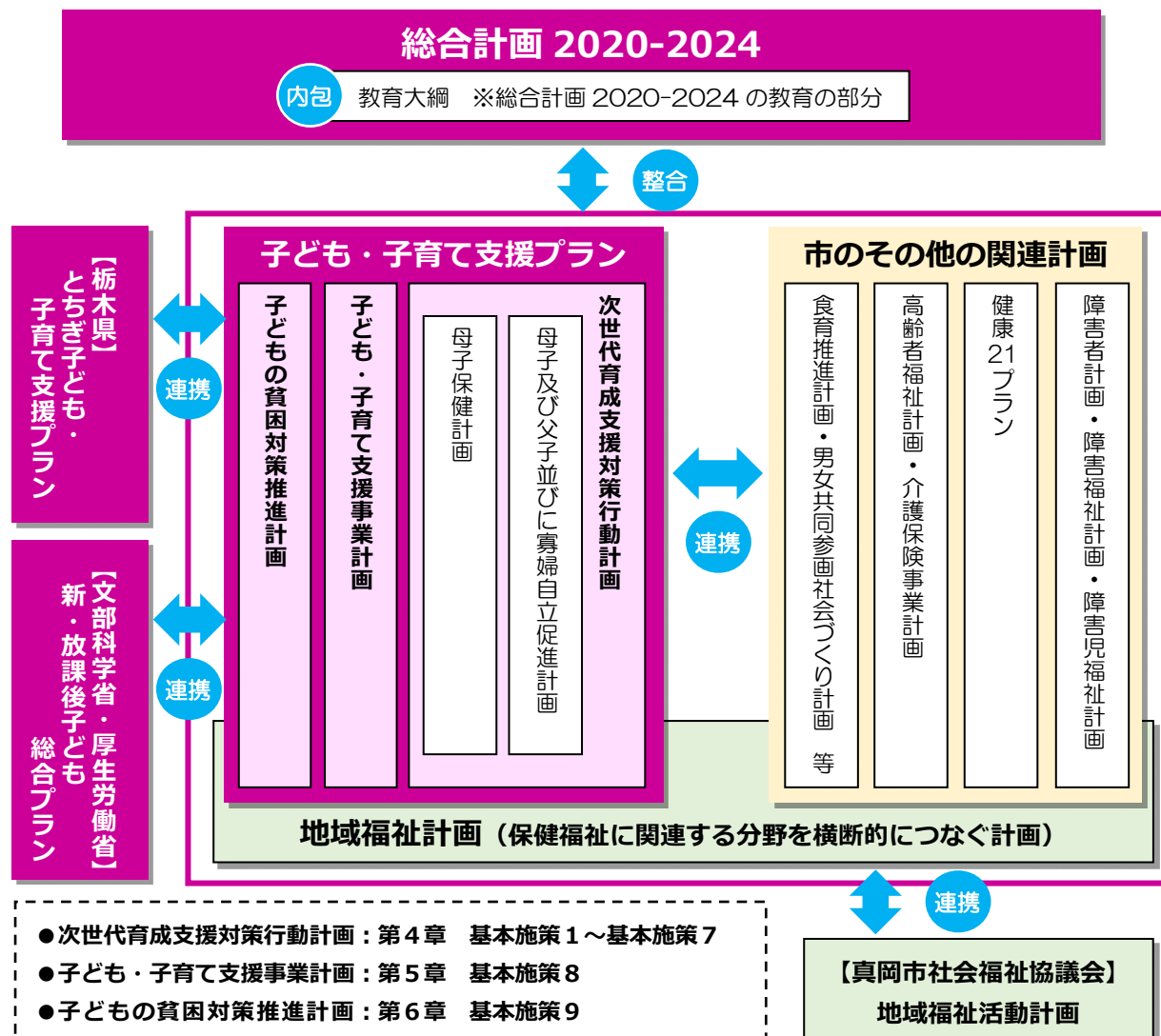
## 5. 計画の対象

本計画の対象は、「20 歳代前半までの子ども・若者とその家庭」を中心に、地域や学校、事業所、関係団体、行政機関など、地域を構成するすべての個人と団体としています。

## 6. 計画の位置づけ

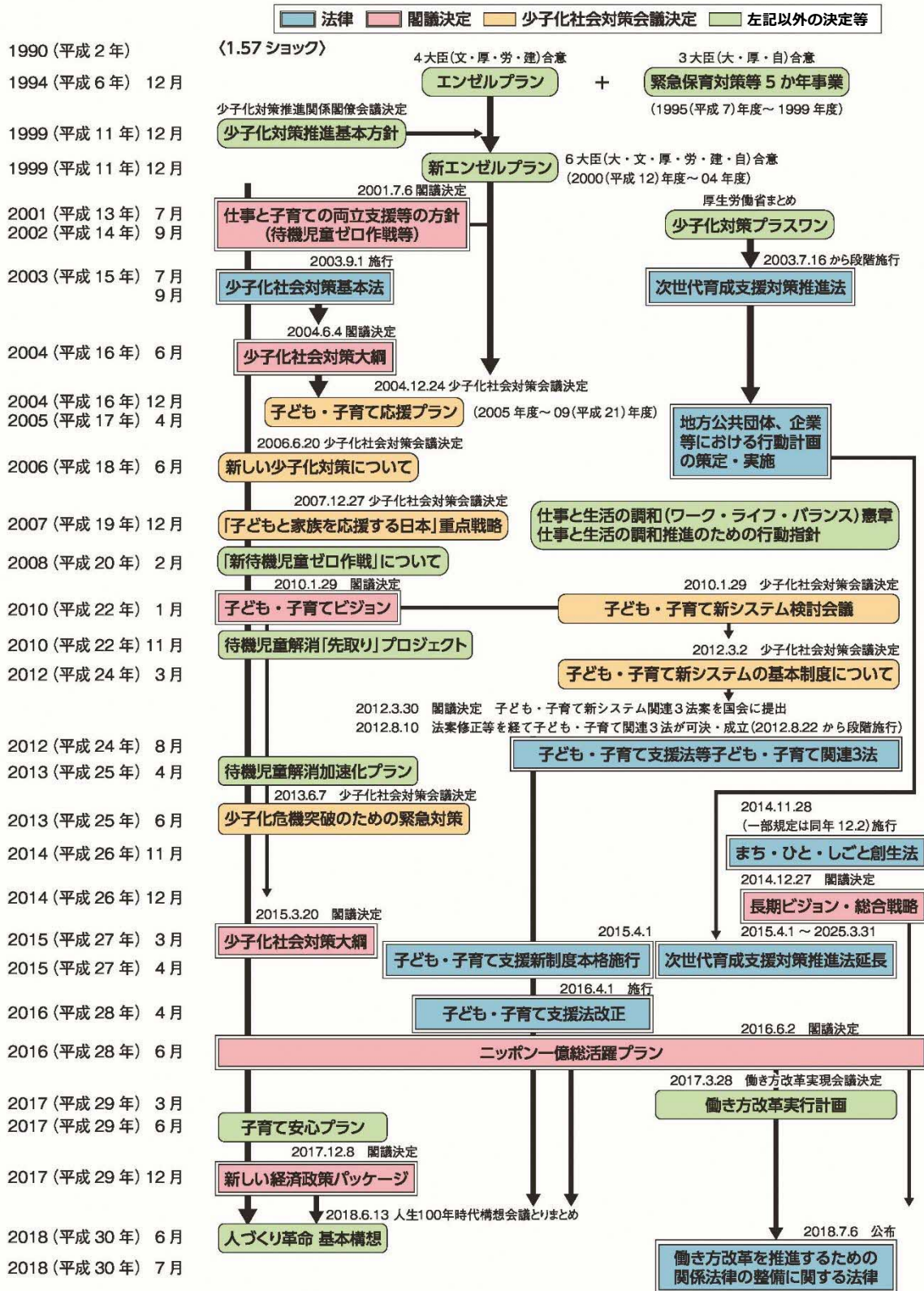
本計画は、本市の「総合計画 2020-2024」を上位計画とし、関連する計画である「地域福祉計画」、「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」、「健康 21 プラン」などとの整合性を図り策定しました。

また、本計画には、母子保健サービスを適切に提供できるよう、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立に向けた「母子保健計画」及び母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上に向けた「母子及び父子並びに寡婦自立促進計画」を次世代育成支援対策行動計画に内包しました。子どもやその家庭が直面する課題について、部局を越えて検討し、課題に対応するための施策の方向性や目標を定めたものであり、学童期以降の教育に関する施策の基本指針である市教育大綱とともに、本市の子育て支援施策の指針となるものです。





## 7. これまでの少子化対策の取組



資料：内閣府

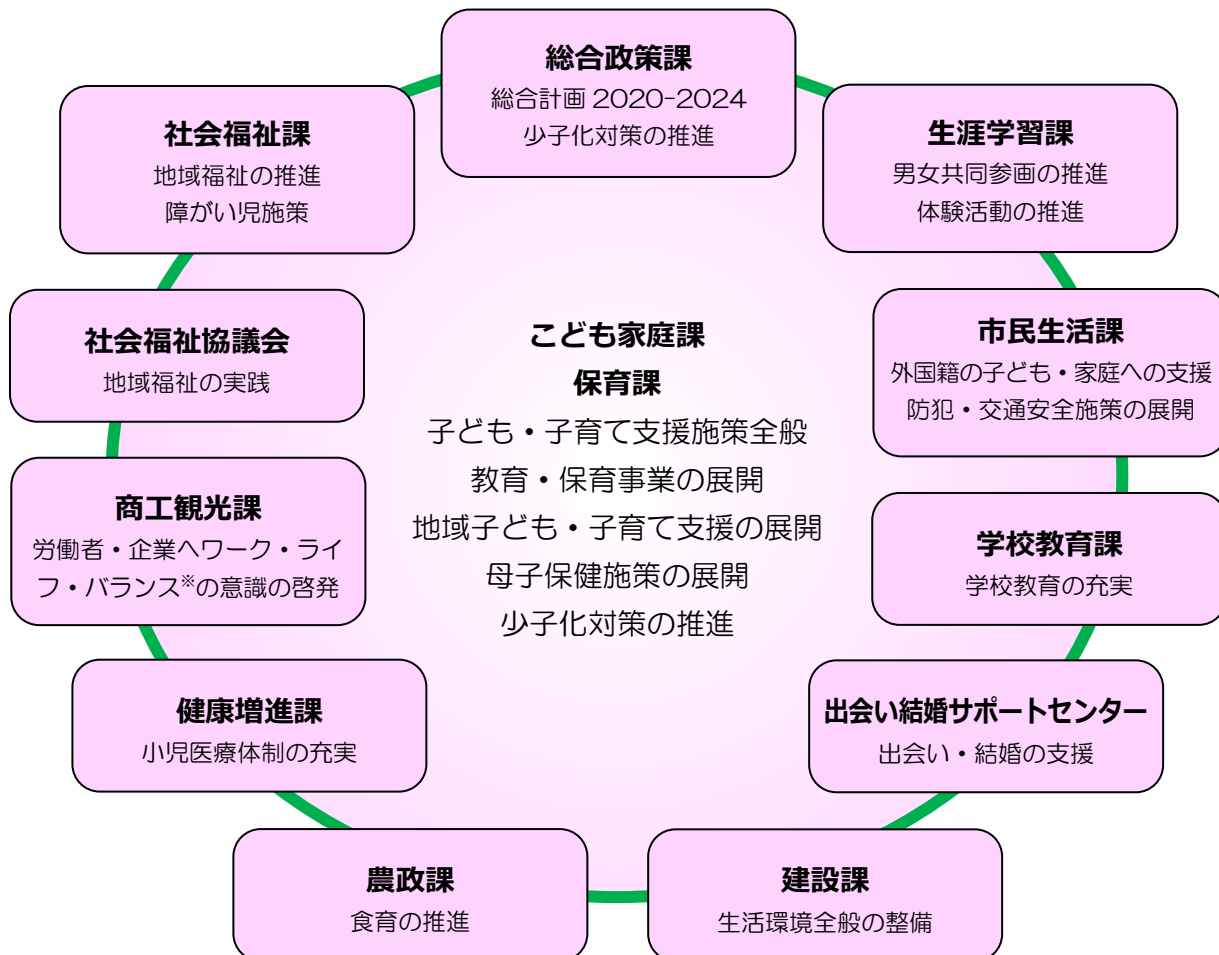
※平成 25 年 6 月「子どもの貧困対策の推進に関する法律」制定

※令和元年 6 月「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布

## 8. 子ども・子育て支援に係る主な庁内関係各課等

子ども・子育て支援に係る主な庁内関係各課等は、以下のとおりです。

〈子ども・子育て支援に係る庁内関係各課等の連携図〉



## 9. 計画の期間

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

ただし、社会情勢の変化などに応じて、適宜必要な見直しができるものとします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
<b>三つ子の魂子育てプラン</b> 〈次世代育成支援対策行動計画 第3期計画〉 〈子ども・子育て支援事業計画 第1期計画〉					<b>真岡市子ども・子育て支援プラン</b> 〈次世代育成支援対策行動計画 第4期計画〉 〈子ども・子育て支援事業計画 第2期計画〉 〈子どもの貧困対策推進計画 第1期計画〉				
		中間 見直し		見直し	必要により適宜見直し →				見直し